

## 鎌倉都市計画特別緑地保全地区の決定 (鎌倉市決定)

都市計画植木特別緑地保全地区を次のように決定する。

名称	面積	備考
植木特別緑地保全地区	約3.8ha (測量作業を経て確定)	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 都市計画を定める土地の区域

1 追加する部分

鎌倉市植木地内

2 削除する部分

なし

3 変更する部分

なし

## 経 緯 書

## 植木特別緑地保全地区

平成3年8月5日 開発事業に伴う(仮称)植木2号緑地の移管

平成8年4月 緑の基本計画で植木地区を候補地に位置付ける。

平成23年12月13日 植木1号市民緑地の開設(当初契約)

平成29年10月25日 植木1号市民緑地の区域拡大(変更契約)

令和4年3月1日 鎌倉市緑の基本計画の見直し、特別緑地保全地区指定

の方針を位置付け

令和5年3月21日~11月 日 特別緑地保全地区の指定について土地所有者に説明、

理解を得る。

令和6年4月日 鎌倉市まちづくり条例に基づく縦覧実施、公述の申出

受付

令和6年5月 日 公聴会の開催

令和6年6月 日 県との法定協議

令和6年8月 日 案の法定縦覧

令和6年10月日都市計画審議会

令和6年11月日都市計画決定告示

※ は予定の時期